

聖籠町告示第34号

聖籠町総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成27年5月19日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本町の教育行政の推進に資するため、聖籠町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整等を行う。

- (1) 聖籠町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 聖籠町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会（第8条において「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、あらかじめ協議及び調整事項、会議開催の日時及び場所を教育委員会に対して通知する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 町長は、会議で協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者(次項において「関係者等」という。)に出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、会議で協議を行うに当たって必要があると思料するとき、関係者等からの意見聴取の実施を、町長に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、町長が個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 前条ただし書の規定により非公開とした部分については、前項の規定にかかわらず、公表しないことができる。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、会議の運営等並びに大綱の策定等に関することは、子ども教育課に補助執行させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。